



# 500に対する課税のQ&Aを改訂

## 6年度税制改正などに対応

国税庁は11月13日、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて、質疑応答形式で取りまとめた「ストックオプションに対する課税(Q&A)(情報)」を改訂した。変更のあった主な問答は、問6、7、10、11、12。問答の追加や削除、目次に変更はない。変更点は、主に令和6年度税制改正で措置された、年間権利行使価額の限度額の引上げや発行会社自身による株式管理スキームなどへの対応となっている。

問6の「税制適格ストックオプションの課税関係」では、参考として6年度改正の概要が追加されている。ストックオプションの行使の際の権利行使

価額の年間の合計額が1200万円を超えないことと要件について、付与決議の日における発行会社の設立の日以後の期間が、5年未満である場合にはその権利行使価額を2で除して計算した金額に、5年以上20年未満である場合(その発行会社が、付与決議の日において金融商品取引所において上場されている)は3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとしている。

この権利行使価額を2または3で除して計算した金額について、1回の権利行使における権利行使価額の合計額ごとに2または3で

除した金額に1円未満の端数が生じる場合には、1円未満を切り上げて算出するとしている(8月12日号4面参照)。

問10の「税制適格ストックオプションの権利行使価額(契約変更)」では、契約変更後も税制適格ストックオプションとして取り扱って差し支えない事例が示されている(11月4日号2面参照)。

また、問6と問12では、付与決議の日の(注)が加筆され、次のようになっている(加筆部分は「この割当に…」以下)。

(注)付与決議の日

株式等を発行する会社以外の会社であることなどの一定の要件を満たすものである場合に限り、この権利行使価額を3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとしている。

この権利行使価額を2または3で除して計算した金額について、1回の権利行使における権利行使価額の合計額ごとに2または3で

とは、ストックオプションの割当に関する決議の日をいいます。この「割当」に関する決議とは、会社法第243条第2項の決議(その決議の後に同法第238条第2項の決議が行われる場合には、当該決議をいいますが、募集新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結する場合には、実質的に対象者に新株予約権が与えられることとなる同法第238条第2項の決議(その決議の後に当該契約の承認の決議(同法第244条第3項)が行われる場合には、当該決議をいいます)。

## 家屋として課税すべき範囲明確化を

### 附帯設備 地財審が7年度改正で意見

地方財政審議会(小西砂千夫会長)は11月28日、令和7年度地方税制改正等に関する意見を公表した。この中で、資産評価システム研究センターが10月に発表した資産課税のあり方に関する調査研究中間とりまとめで対応すべきとしていた「附帯設備のうち家屋として課税すべきものの範囲を法令上明確化する」と(10月28日号2面参照)の検討を同審議会も求めている。また、インターネット

このうち、道府県民税の課税対象となる家屋のうち道府県民税の課税対象となる家屋は、住所別課税(個人住民税は原則、住所別の自治体が課税すること)の例外として、金融機関の口座所在地(金融機関所在地)の都道府県が課税することとされている。ただし、近年はインターネット銀行等が増加したこと

況となった。そこで、税収帰属の適正化の検討を求めるとなっている。

このほか、16歳から18歳までの扶養控除に金融機関所在地の都道府県単位での乖離が拡大し、税収帰属のあり方にも影響を及ぼす状況も懸念されている。

## 7年度改正で引上げを明記

### 103万円の壁 総合経済対策を閣議決定

政府は11月22日、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定した。事業規模は39兆円程度となり、来年1月から電気・ガス料金などの補助を再開することや住民税非課税世帯一

世帯当たり3万円を目

また、経済対策には、



### ☆質疑応答事例を更新

国税庁は11月27日、質疑応答事例を更新した。同庁ホームページに新規掲載事例の一覧が掲載されており、その事例数は、所得税が2件、源泉所得税が1件、譲渡所得が2件、相続税が4件、財産の評価が1件、法人税が12件、消費税が2件、印紙税が3件の合計27件となっている。

### ☆税理士資格オンライン化は

7年夏以降に デジタル庁は11月22日、国家資格等のオンライン・デジタル化の予定開始時期を更新し、これまで令和7年3月ごろ以降を予定していた税理士資格の同開始予定時期を7年夏以降順次に変更した。7年秋以降順次とされている資格もあることから、夏から秋にかけての開始が見込まれる。国家資格等のオンライン・デジタル化は各種資格手続のオンライン化や資格情報の連携等のデジタル化を図るもの。すでに四つの資格で登録事項変更届出のオンライン化などが始まっている。

### ☆自民議連がイデコ拠出限度

額の大幅引上げを要望

自民党の資産運用立国議員連盟(会長=岸田文雄前首相)は11月26日、資産運用立国の加速に向けた緊急提言を取りまとめ、石破茂首相に申し入れを行った。提言では、老後に向けた家計の長期・安定的な資産形成のさらなる環境整備を進めるため、確定拠出年金の拠出限度額(イデコと企業型確定拠出年金を含む全体)を拡大させ、第1号被保険者は月20万円、その他は月10万円に引き上げることなどを求めている。イデコの拠出限度額は例えば第1号被保険者の場合、現在は月6万8000円となっており、大幅な引上げ要望となる。

### ☆税務署窓口の受付時間を見直し

東京国税局は11月21日、同局管内の全税務署において、令和7年4月14日以降、納税窓口における受付時間を原則として、現行の「9時から16時まで」から「9時から15時まで」に見直すことと発表した。おって、納税証明書交付請求等の手数料についても、納税窓口における受付時間と同様に、受付時間を「9時から15時まで」に見直すとしている。

11月20日に自民公明、国民民主の3党が経済対策に盛り込むこととして、03万円の壁の7年度税制改正での引上げ(含む)の見直し等に関する内容(11月25日号1



新たな技術が開発された場合に、新興国や途上国では既存の技術が普及していないために新技術が一気に普及することが起こり得る。このような現象を「リープフロッグ(カエル跳び)」と呼ぶ。他方、危機的な状況に陥っていても、変化によって対応することができないことを「茹でガエル」のようだということがある。★ともにカエルを用いた言葉だが、真逆の場面で使われることが多い。そして、茹でガエルは日本の現状を指す言葉として最近よく使われる★日本

## Password of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil



## 昭栄

●本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

# NIPPLA

各種切断砥石



## 日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業358年 京都・老舗の総合流通サービス企業

# さとうグループ

## ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラでQRコードを読み取ってください。

パソコンはこちら [ネット予約](#) [検索](#)

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 <https://www.sato-kyoto.com/>

# 追徴税額過去最高に次ぐ3197億円

## 5事務年度の法人税等の調査事績

国税庁はこのほど、令和5事務年度(5年7月～6年6月)の法人税等の調査事績を公表した。それによると、大口・悪質な不正計算等が想定される法人への法人税・消費税の実地調査件数は、前年度比5.4%減の5万9000件と減少し、過去3番目に低い件数だった。新型コロナウイルス前(平成30事務年度)と比べると40.5%減だった。一方、追徴税額は、同0.9%減の3197億円と若干減少したが、過去最高だった前年度に次ぐ金額だった。調査1件当たりの追徴税額は同4.9%増の549万7000円と前年度を上回り、過去3番目に多い数字となっている。

法人税の実地調査を行った5万9000件のうち、非違があった件数は同3.6%減の4万5000件、このうち不正所得金額は同1.1%増の2775億円、追徴税額は同12.5%増の2102億円と増加。

実地調査を見ると、同0.2%減の1.7%で、所管別に見ると税務署所管法人が同0.2%減の1.7%、調査対象に実施した法人税・

得金額は同24.9%増の9741億円、このうち不正所得金額は同1.1%増の2775億円、追徴税額は同12.5%増の2102億円と増加。調査1件当たりに要した日数は、16.1日で、所管別に見ると税務署所管法人が13.4日、調査課所管法人は107.0日となっている。税務署所管法人を対

消費税の簡易な接触の件数は、同5.0%増の7万件で、申告漏れ所得金額は同17.9%増の92億円と過去最高、追徴税額は同29.9%増の92億円と増加した。

同庁は、AIを活用した予測モデルにより、不正が見込まれるなど調査必要度の高い対象を絞り込んで行う実地調査と、申告内容に誤り等が想定される法人へ自発的な見直しを要請する簡易な接触を組み合わせ、効果的・効率的な調査を行っている。また、同庁では、従

還付申告法人」「海外取引法人」「無申告法人」一に対して積極的な調査を実施した。主な調査事例は次の通り(全事例を電子版に掲載していません)。一部の国税局の調査事例も掲載予定です。【無申告法人事例、関連信越国税局管内】

還付申告法人は、海外取引法人には、文書照会や電話で再三にわたり自主的に申告を行うよう行政指導を要するところから、実地調査に移行したところ、代表者は、申告が不要であることを十分認識していたにもかかわらず、親族名義の口座に売上代金を振り込

調査法人は、資料情報等から稼働していることが認められ、今後の利益を隠し、申告を行わなかったことが判明した。法人税(5年)の申告漏れ所得金額は約3000万円、加算税を含む追徴税額は約1億5000万円だった(重加算税有り)。

また、税務署所管法人でAIを活用した予測モデルにより申告漏れの可能性が高いと判定された納税者に対する追徴税額(法人税等及び消費税等)は1665億円(同13.1%増)で、前年度より193億円増加。税務署所管法人全体の追徴税額2110億円の78.9%を占めており、約8割がAI・データ分析を活用したものである。

同庁では、3事務年度から、データベースに蓄積された申告事績や法定調査などを予測モデルで分析を実施。税務職員は、こうしたデータの分析結果と独自に収集した資料情報等を併せて検討することにより、調査必要度の高い納税者等を的確に抽出し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組みが成果に繋がっている。

# 調査にAI・データ分析を活用

## 税務署所管法人 62%に申告漏れ可能性と判定

国税庁は、AI・データ分析を活用することで、調査必要度の高い法人を的確に絞り込み、調査を行った税務署所管法人5万7001件(前年度比5.8%減)のうち、AIを活用した予測モデルにより調査必要度の高い法人を絞り込み、申告漏れの可能性が高いと判定された納税者は3万5472件(同18.6%増)と全体の62.2%を占める。

また、税務署所管法人でAIを活用した予測モデルにより申告漏れの可能性が高いと判定された納税者に対する追徴税額(法人税等及び消費税等)は1665億円(同13.1%増)で、前年度より193億円増加。税務署所管法人全体の追徴税額2110億円の78.9%を占めており、約8割がAI・データ分析を活用したものである。

同庁では、3事務年度から、データベースに蓄積された申告事績や法定調査などを予測モデルで分析を実施。税務職員は、こうしたデータの分析結果と独自に収集した資料情報等を併せて検討することにより、調査必要度の高い納税者等を的確に抽出し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組みが成果に繋がっている。

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

# CSVファイル等の分割ツールを掲載

## 送信上限以下のデータに分割

国税庁は11月25日、e-Taxソフト(WEB版)の「CSV読み込」機能に対応したCSVファイル等(csv形式またはtxt形式)の作成を支援する「CSVファイル作成・分割ツール」をe-Taxホームページに掲載した。

後、調書枚数(レコード数)が最大6000件のデータに分割されるため、e-Taxソフト(WEB版)による送信が可能となっている。また、一件別に入力してファイルを作成することもできるとしている。

7年1月から見直し、2問追加

### 収受日付印Q&Aを更新

国税庁は11月22日、直しに関するQ&Aを更新した。問7と問8の2問が追加されている。

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

また、同庁は同日、貸付けのあせん手数料の支払調書と、源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受の対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は

**MY WILL**  
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

**TOYOSHIMA**  
豊島株式会社  
www.toyoshima.co.jp

**Best New Machine**

**最高の新戦力。**

どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**

本社：名古屋市中千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

**かるガル**  
ファクタリング

セイノーグループだからできる  
輸送コースもご用意!

**カンガルー便**  
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

**2%~4%**

**西濃運輸**  
SEINO

### 電子版掲載裁決アクセスランキング

電子版では、これまでに900件超の国税不服審判所の公表裁決、非公開裁決を掲載しております。電子版に掲載されている公表裁決、非公開裁決のうち、過去1年間のアクセス数上位10件は以下のとおりです。

	概要	掲載日
1	特定記録郵便で発送された処分のお知らせは配達完了の記録がされた日が到達日(公表)	令和5年12月4日
2	希少なフェラーリ等は「生活に通常必要な動産」に該当せず(非公開)	令和2年6月10日
3	契約書等による根拠なく外注先に支払った金銭は交際費等、外注費として損金算入を認めず(非公開)	令和6年1月31日
4	夫の口座から支払われた生命保険料は贈与を受けたものとする妻の主張を退ける(非公開)	令和6年1月8日
5	事前確定届出給与として届け出たとおりに支給されなかった役員給与、経理手続上の過誤などと主張も全額を損金算入認めず(非公開)	令和5年11月22日
6	漁業補償として支払った金員は、「支出の相手方」「支出の目的」「行為の形態」の三要件満たし交際費等に該当(非公開)	令和3年8月4日
7	子会社に係る訴訟の弁護士費用等の負担は寄附金、100%出資した請求人の損金算入認めず(非公開)	令和6年1月10日
8	マンション購入時に交付を受けた商品券は一時所得、雑所得とする原処分庁の主張を退ける(非公開)	令和6年2月14日
9	本件現金は被相続人が生前に請求人らに贈与したものの、死因贈与により取得との原処分庁の主張取り消す(非公開)	令和6年2月7日
10	青色承認申請書の提出なし、繰越欠損金の損金算入も信義則違反の主張も認めず(非公開)	令和6年3月6日

税のしるべ電子版は、本紙の購読者ならどなたでも簡単な利用登録をするだけでご利用いただけます。電子版には、本紙にはない魅力がたくさんあります。例えば、本紙には掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。また、判決や裁決の記事等で、本紙よりも詳細な内容を盛り込んだ「詳細版」の掲載、同一事案の判決と裁決のリンク、関連記事の表示や資料へのリンクなど、電子版だからできる機能があります。ここでは、電子版の主なコンテンツや機能を紹介いたします。



# 電子版は本紙より早く 情報を発信

## 電子版独自の 記事等を配信

電子版独自の記事を配信します。「速報ニュース」や「判決速報」では、本紙よりも早く、重要な情報や注目の判決の記事をお届けします。「調査事例」では、当局の法人税や所得税、相続税などにおける調査事例を配信しており、一部の調査事例では、事例を分かりやすく図解で示した「ポイント絵」を掲載しています。また、本紙に掲載されていない「非公開裁決(本紙未掲載)」と「査察事件の告発事案」も配信しています。

## 検索・閲覧

過去の記事を検索・閲覧できます。本紙のニュース記事は平成21年1月から収録しています。スマートフォンやタブレットでの閲覧も可能です。また、記事の下には関連記事の見出しが表示され、すぐに関連記事を閲覧できます。

## 詳細版

一部の判決・裁決では、本紙より多くの情報を盛り込んだ「詳細版」を掲載しています。該当記事のページ上部にある紫色の詳細版ボタンをクリックすると閲覧できます。通常版ボタンをクリックすると本紙記事に戻ります。

## 先取り紙面

本紙の発行と電子版での本紙の配信は月曜日です(休刊を除く)。電子版では、本紙の記事の一部を先取りして、原則、本紙の発行日・配信日である月曜日の3日前となる金曜日に配信します。配信時間は16時以降となります。

## マイクリップ

気になる記事やあとで読みたい記事を「MY Clip」に保存できます。記事は100件まで保存が可能で、削除もできます。記事ページの上部にある「後で読むMY Clip」のボタンをクリックすると、その記事が保存されます。

## 判決と裁決

判決や裁決の記事で、同一事案の判決や裁決の記事を掲載している場合は、それぞれの記事がすぐに閲覧できるようにリンクを表示しています。また、最新の地裁判決と高裁判決の記事には、電子版のみ事件番号を掲載しています。

## 紙面の閲覧

本紙の記事は、PDF形式により、紙面の形のまま閲覧することができます。写真等はカラーでの表示となり、印刷することも可能です。なお、令和6年2月26日号以前の発行号は、電子ブック形式での閲覧となります。

## 電子版の利用手続

### 本紙を購読されている方

<弊会からの郵送にて購読している方>

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版のトップページにある、電子版利用登録

フォームにアクセスし、IDとパスワードを登録するとご利用いただけます。IDは、本紙送付時の宛名右下に記載の7桁の数字(顧客コード)となります。

<新聞販売店からの配達にて購読している方>

電子版利用登録についてご説明させていただきますので、弊社販売管理部(TEL03-3829-4143)までご連絡をお願いいたします。

### 本紙を新規で購読申込みされる方

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版から定期刊行物年間購読フォームにアクセスしていただき、本紙のご購読をお申し込みください(メールアドレス必須)。

購読料の請求書送付時にIDと仮パスワードをお知らせいたします。仮パスワードは電子版のログイン画面より任意でご変更いただけます。

## 企業の発展と社会の繁栄に 貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。



一般社団法人 東京法人会連合会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-0771

<https://www.tohoren.or.jp>



## 従業員の退職金準備に 「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。



TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-1641

<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>







# 祖父のように

福岡市立香椎第3中学校3年 櫻木 彩乃

私は祖父が大好きだ。祖父は医者として人生を全うし、三年前に癌で亡くなった。よく仕事の合間を縫って遊びに連れて行ってくれたことを覚えていた。そんな祖父は仕事に対して人一倍真面目だったという。

祖父は入院施設のある病院を開設していた。そのため夜中に寝ている時でも病院から呼び出しがある。とすぐに入院患者のもとへ駆けつけたそう。そんな仕事熱心な祖父は高額納税者として新聞に載ったことがあり、収入の半分近くを所得税として納めていた。それ

「おじいちゃんはお世のため人のために自分は働いている。と」言っていたのよ。世のため、と。国のために税金を納めること。人のため、とは患者さんを助けて年金を買った時、ありがたいな、と何度も言っていた。それがおじいちゃんの口癖だったのよ。」

## 賞状

「おじいちゃんはお世のため人のために自分は働いている。と」言っていたのよ。世のため、と。国のために税金を納めること。人のため、とは患者さんを助けて年金を買った時、ありがたいな、と何度も言っていた。それがおじいちゃんの口癖だったのよ。」

# 「肩こり」を片付けさせない税金のこと

徳島・鳴門市第一中学校3年 西岡 葵唯

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

私は、これまで税金について、このような印象しか持っていなかった。消費税、住民税、所得税。私たちが生活するうえで、様々なことから対してなにかと干渉してくる税金。税金についての知識がなかった以前の自分には、面倒なもの、という考えしか出てこなかった。

私は小さい頃、突然の肺炎で病院に搬送されたことがある。頭がぼんやりとして、心細くてたまらなかったときに、救急

## 賞状

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

よ。」

それを聞いてハッとしました。今まで私は税金を納めることだけに目がいって、税金による恩恵が見えなくなっていた。そうやって祖父が年金を貰えたのも国のみんなが責任を持って税金を納めてくれたおかげだ。それにその年金は祖父が今まで納めてきた納金が循環して戻ってきたのかも知れない。税金を納めることは国の経済を循環させて自分や未来を守ることに繋がる、今まで私は税金によって賄われている物、といえは教科書くらいしか思いつかなかった。だが学校の机や黒板、道路や水道の整備など、あって当たり前のように使っていたものにも税金が使われている。私には税による恩恵の知識が足りて

## 賞状

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

税金は、私たちが心地よい生活を送るために必要なもの、あてられているお金だ。「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

税金は、私たちが心地よい生活を送るために必要なもの、あてられているお金だ。「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

# 心の寄付と助け合い

鳥取大学附属中学校3年 並河 宝

ある日、父がいつにない、不安に襲われたり寒く真面目な顔をして言った。「ふるさと納税のことなんだけど。」

ちょうど家族が全員揃っていたので、皆少し驚いて父の方を向いた。

「石川県に寄付しようと思う。能登半島地震の義援金。返礼品はない。助け合いたいから。」

母はそんな父を見て「私も寄付するよ。」と言った。今まで納めてきた税金の中で何よりも実感のある納め方だ、と。その日は能登で過ごしている人々のことを思

その後、石川県のホームページで能登半島地震に係る寄付について調べてみた。

主要4社の寄付仲介サイトを通じた寄付額は3月下旬までに計五四億円超と過去最多に達する。災害対応に追われる夜災自治体の代理として寄付を受け付ける自治体も百を超え、災害支援の手法として定着してきている。

## 賞状

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

# 皆の意識で守られる

福井大学教育学部附属義務教育学校3年 坪川 心優

「三日分です。」私が風邪をひき、病院で医師から薬の処方箋を聞かれた際の母の答えだ。

「えっ三日分？」

医師が少し驚いた。何故三日分にしたのか私も気になり、病院を出てから母に尋ねた。咳がひどくなってきたから診てもらったが、感染症ではない風邪なら、いつも薬を飲む。一週間分貰って、治ったら飲まないし、余った分は捨てることになったから勿体ないとのことだった。また、「解熱剤どうしましょう」という問いにも、「前回頂いた

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

## 賞状

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

分が好きな自治体へ寄付品を作り、送るという仕事で地元生産者の皆さんにも活気が生まれ、良い歯車となる。

分が好きな自治体へ寄付品を作り、送るという仕事で地元生産者の皆さんにも活気が生まれ、良い歯車となる。

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

「生きていくだけでお金がかかるなんて、肩こりだなあ。」

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

21

我が国の所得税法では、個人が稼得する所得をその源泉の性質に応じて10種類に区分し、それぞれの所得の性質に応じて、所得金額の計算方法を定めている。このように、10種類に区分すること自体の合理性については、種々議論のあるところであるが、今回は、給与所得と退職所得の区分の問題に触れることとする。

給与所得とは、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」と定められている。この給与所得を得ている給与所得者が、所得税の納税者の最大多数を占めることになる。この給与所得者が生涯一度か二度ももうこのことができる退職金が退職所得として別途課税される。この退職所得は、「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与」と定義される。

このように、給与所得者は、雇用主との雇用契約の下で、給与所得と退職所得を得ることになるが、後者が、老後の生活資金等に充てられる等の理由で、課税上著しく優遇されている。ならば、同じ雇用契約において支給される給与であれば、退職所得になるような給与の支給方法を選択した方が、給与所得者にとっても雇用主にとっても得策になる。

そのため、退職金(退職所得)として支払っても、税務署から給与所得として認定され追徴課税を受け、さらには、法人税においても、それが役員に対するものであれば、損金不算入とされることも時としてある。この給与所得と退職所得の区分について、5年ごとといった退職所得の区分にして退職金名義で支給した金員が争われた事案につき、最高裁昭和58年9月9日判決は、退職所得に当たらない場合には、次の要件を満たす必要がある旨判示している(同旨10年ごとの退職金名義の金員につき最高裁昭和58年12月25日判決)。

## 給与所得と退職所得

- ① 退職すなわち勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること
- ② 従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること
- ③ 一時金として支払われること

このような給与所得と退職所得の区分については、特に、会社の役員について問題となる。例えば、社長から相談役になった場合、常勤取締役が監査役になった場合、常勤取締役が非常勤取締役になった場合等に、社内規定に基づいて退職金が支払われることがあるが、これらの場合には、所得税法上の所得区分のみならず、法人税法上の損金不算入問題が生じることになる。その中でも、創業者である社長が退職した場合、退職後も「自分の会社である」という意識の下で、日常経営の指揮を執ると、法人税法上は「役員」とみなされ、もたらした退職金が損金不算入となり、厄介なことになる。

そのため、所得税基本通達及び法人税法基本通達においても、「役員」の分掌変更等の場合の退職給与」ということで、退職給与(退職所得)として取扱う要件をきめ細かく定めている。

しかしながら、このような所得区分や課税上の取扱いについては、我が国の伝統的な終身雇用制度の下では、それなりの合理性があったかもしれないが、現在のように、雇用関係が流動的になると、実態に適合していないようにも考えられる。

そもそも、給与所得と退職所得とを区別するものがあるから、雇用所得に一本化する必要はない。その上で、その給与の支給根拠が、会社規定等において、長期の勤務期間に対応していることが明確にされているのであれば、その勤務期間に応じて、軽減措置を取ればよいはずである。

例えば、当該給与の支給根拠となる期間が3年未満であれば、一律に現行のような給与所得課税を行い、3年を超えていけば、その年数に応じてしかるべく軽減措置を取ればよいのである。そうすれば、所得税法及び法人税法の規定も簡素化でき、各税の取扱通達の両者の区分も必要なくなる。

## 法人税調査の基礎知識

■税理士 石本 力

9

第9回目は、調査事例1(製造業その2)と事例2(輸送業)です。

【事例1】消耗品の棚卸計上漏れ  
徒歩移動が困難なほど広大な工場に臨場した際の調査事例です。工場敷地内に見取図を基に、工場見学のルートになっていない建屋を抽出して、貯蔵庫を中心に現物確認調査を実施しました。

建屋内に点在する収納棚等に保管されている消耗品等を確認したところ、現場の保管状況からみて、最終事業年度以前から移動がないものや1年分以上の数量があると思われるものが、多数、見受けられました。

期末に実施された消耗品等の棚卸表と照合した結果、棚卸計上されずに損金処理されていたもののうち、最終年度以前に購入され、未使用となっているもので、一定数量を毎年消費するものではないも

のが把握されました。これらの消耗品については、原則どおり、消費した日の属する事業年度の損金に算入すべきものであると認められました。

【参考】消耗品費等  
(法人税基本通達2-2-15)  
消耗品その他これに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、当該棚卸資産を消費した日の属する事業年度の損金の額に算入するのであるが、法人が事務用消耗品、作業用消耗品、梱包材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産(事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限る。)の取得に要した費用の額を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、これを認める。

調査対象法人は、貯蔵品や消耗品の棚卸に関するマニュアル等を作成して、各担当者に周知していましたが、現場の社員全員には消耗品費等の取扱い(法人税基本通達2-2-15)が浸透しておらず、現場における棚卸の実態も把握されてい

なかったことが、今回の棚卸計上漏れの原因でした。

【事例2】修繕費の過大計上  
調査対象法人は、定期観光バスの運行を行う輸送業者で、自社で数十台の大型バスを所有し、運行を管理するため、車両ごとに月ごとの運行予定表を作成していました。

定期的に車両の点検や修繕等を行うため、一定期間ごとに車両の運行を休止していたので、定期点検等の関係書類と運行休止期間の照合を実施しました。決算期末と翌期首の運行管理表を基に、車両の修繕記録と運行休止期間を照合したところ、修繕記録が期末に完了している車両のうち、期首の前半が運行休止になっているものが数台見受けられたため、修繕を行った車両整備会社に対し、反面調査を実施しました。

その結果、取引先に依頼して、期末までに完了していない車両修繕についても、先行して請求書・納品書を発行させ、修繕が完了したように仮装したうえで、意図的に経費を繰上げ計上していたことが判明しました。

## 車両整備会社の反面調査で修繕費の過大計上が判明 輸送業の調査事例

**プチ・コール PRO・smart**  
スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15  
電子申告済  
05.12.28  
山本

プチコール SMART24  
電子申告済  
28.12.28  
東京税理士事務所

サンビー株式会社  
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町13番10号  
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp

心体験  
お風呂の心  
心臓の心  
心臓の心  
心臓の心

生薬の巡り湯  
生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

松田医薬品株式会社  
自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。  
〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1  
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業  
**吉村建設工業株式会社**  
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

# 裁決事例集

218

## 裁決のポイント

外国子会社合算税制の適用において、信託に関して定めている法人税法第12条第1項の規定が適用されるとして、原処分庁の主張を一部退けた事例。

請求人が、外国子会社合算税制の基準所得金額の計算上、外国関係会社が子会社から受ける配当等の額があるとして、その金額を控除して法人税等の連結確定申告等をしたところ、原処分庁が、その控除した金額は、その外国関係会社が子会社から受ける配当等の額に該当しないなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、原処分庁の主張を退ける判断をした(令和6年3月14日付、公表裁決)。

## 事案の概要

請求人は、〇〇等を営む内国法人であり、請求人の令和2年1月1日から同年12月31日までの連結事業年度(本件連結事業年度)において、法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人であった。本件米国法人は、〇〇等を営み、米国に本店を有する外国法人であり、平成〇年〇月〇日に請求人がその発行済株式の全部を取得し、本件連結事業年度において、請求人がその発行済株式の全部を保有していた。

本件A法人は、X島に本店を有する外国法人であり、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度(本件適用対象事業年度の末日の時点において、本件米国法人がその発行済株式の全部を保有していた。本件B法人(本件B法人が発行した株

編集部編

## 契約等により成立した法律関係は信託に該当、配当に相当する金額は配当等の額として控除される

式を「本件株式」という)は、X島に本店を有する外国法人である。本件オランダ財団は、オランダに本店を有する外国法人であり、本件米国法人とは資本関係がない。

本件オランダ財団の目的は、①本件株式を保有して管理するために、depository receiver (本件DR)を対価として本件株式の所有権を取得すること、②本件株式に係る議決権およびその他の権利(議決権等)を行使すること、③本件株式について支払われる配当金およびその他の分配金(配当金等)を受け取り、そのまま本件DRの保有者に対して引き渡すこと等である。

本件米国法人は、本件オランダ財団との間で、平成23年6月10日を効力発生日として、「ISSUANCE RECEIPT OF POSITARY RECEIPT AGREEMENT」と題する書面を作成した(本件発行契約)。

本件発行契約は、オランダの法律に準拠して定められ、本件米国法人は、本件株式の全部を保有していたが、本件発行契約の定めによって、本件株式の全部を本件オランダ財団に対して譲渡し、引換えに本件オランダ財団から本件DRの発行を受けた。

本件米国法人、本件A法人および本件オランダ財団は、平成23年6月10日を効力発生日として、「TRANSFER OF DEPOSITARY RECEIPT AGREEMENT」と題する書面を作成した(本件移転契約)。

本件移転契約は、オランダの法律に準拠して定められ、本件米国法人は、本件移転契約の定めによって、本件DRを本件A法人に対して移転し、引換えに本件A法人から普通株式および優先株式の発行を受けた。

本件B法人の100%子会社である本件C法人は、平成31年1月22日、株主である本件B法人に対して〇〇米ドルの配当を支払うことを決議。本件B法人は、平成31年1月22日、株主である本件オランダ財団に対して〇〇米ドルの配当

(本件配当)を支払うことを決議。本件C法人は、前記の配当決議日と同日である平成31年1月22日、本件A法人に対して〇〇米ドルを支払った。

請求人は、本件連結事業年度の連結確定申告に当たり、本件A法人は、本件適用対象事業年度において外国子会社合算税制における請求人の特定外国関係会社に該当するとして、本件A法人の基準所得金額の計算上、本件配当に相当する額は措置法施行令第39条の115第1項第4号に規定する子会社から受ける配当等の額に該当するとして控除し、その結果、本件A法人については、連結所得の金額に加算すべき個別課税対象金額はないものとして申告した。

争点は、本件配当に相当する額は、本件A法人の本件適用対象事業年度における基準所得金額の計算上、措置法施行令第39条の115第1項第4号に規定する子会社から受ける配当等の額として控除できるか否か。

## 審判所の判断

本件発行契約等における合意のうち、わが国の信託法第3条(信託の方法)第1号に規定する内容に当ってはまる部分については、わが国の信託法上の信託契約に相当し、本件発行契約等により成立した法律関係は、法人税法第12条第1項に規定する信託に該当する。

外国子会社合算税制における基準所得金額を計算する場合においても、法人税法第12条第1項本文の規定の適用により、同項本文に規定する信託の受益者が当該信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなされると解される。本件A法人は、同項本文の規定により、信託財産に属する資産である本件株式を有するものとみなされ、かつ、本件配当は受益者である本件A法人の収益とみなされるから、本件A法人の基準所得金額の計算上、本件配当に相当する金額は、租税特別措置法施行令第39条の115第1項第4号に規定する子会社から受ける配当等の額に該当し、控除される

## 注目の二冊

法人税・法人事業税ガイドブック (令和6年12月改訂)

森高 厚胤/柳谷 憲司  
清水 一郎/大場 智 共著

法人税・法人事業税の重要ポイントをこの一冊に集約。制度内容の確認から日常的な税務実務まで幅広く活用可能な法人税務の現場に携わる方々必携の「ガイドブック」。

法人税法第1条にはじまり、条文番号に沿って、制度の趣旨、概要及び適用にあたっての留意点を解説。解説をより深く理解するための主要裁判例・裁決例及び国税庁質疑応答事例を紹介。

法人事業税についても、制度の趣旨、概要の説明を行うとともに法人税との関連性について解説。

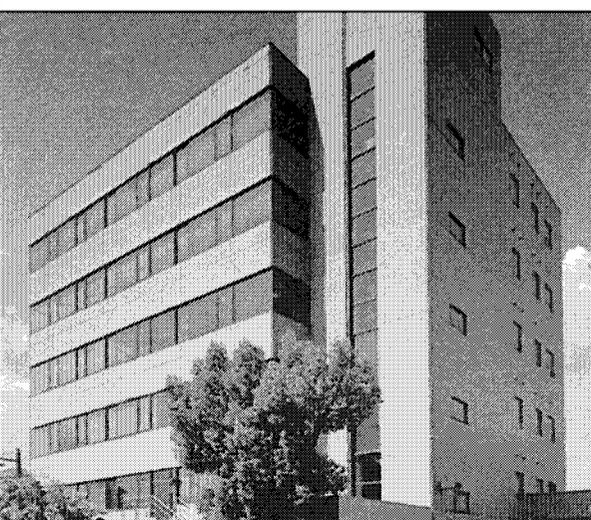
要所に図表、「CHECK」、「コラム」を織り交ぜ重要な情報をわかりやすく簡潔にまとめている。CHECKでは例えば、「自己株式等の取得が予定されている株式等」「履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの」など、コラムでは、「証拠資料(エビデンス)の保存」「企業会計上の「繰延資産」」などの項目を盛り込む。

「事項索引」及び「法令索引」を収録し、確認項目を即座に検索可能。

A5判、560ページ。定価2420円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-141、FAX03-38829-4001)。



ENEOS株式会社 特約店  
ENEOSグローブ株式会社



株式会社 武重商会  
本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)  
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)  
松本支社 松本市高宮東1-30 電話 松本27-6111(代表)

地域に拓き、貢献する  
優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

テクノエクスセル株式会社  
〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588  
TEL：026-245-0121 (代表)




ふるさと納税

ユニークな用途を探る

PART3

編集部編 9



福岡県久留米市は、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで5つのプロジェクトを立ち上げ、久留米市の多様な課題を解決したいとの思いを持った5団体への寄附を募り、活動支援を行っている。プロジェクト名「懐メロを唄って健康寿命を延ばす活動を広げたい」(福岡県久留米市×皆で懐メロを唄う会)もその一つだ。

久留米市では、介護予防が必要な市民が増加し、それに伴い介護にかかる費用も増大しているという大きな課題がある。この課題を解決するためには、単に行政が介護予防の施策を講じるだけでは不十分なため、市民の一人ひとりが、日常生活の中で介護予防につながる効果的な活動を、積極的かつ継続的に実践することが求められている。

懐メロに触れることは、医学的にも推奨されている。若い頃を思い出し自らの記憶に刺激を与えることが、介護予防に効果があるといわれ、基本的に大きな声を出すことが、誤嚥予防にもなる。皆と一緒に集まって話をしたり運動をすることで社会性を維持し、老化を防ぐ効果があるとされている。これらの活動を、身近

懐メロを唄って健康寿命を延ばそう

多くのミュージシャンを輩出した久留米市のプロジェクト

な場所で経済的な負担も抑え、持続可能な活動として多くの人たちに提供することが目的だ。多くの久留米市民が健康寿命が延ばし、結果として、介護保険費や医療費の削減につながることを期待されている。

また、久留米市は松田聖子さんや藤井フミヤさんなど多くのミュージシャンを輩出しており、歴史的にも、かつて第一次世界大戦後に久留米市が預かったドイツ軍兵士を中心に、ベートーベンの第九の演奏を、初めて市民に披露したのも久留米市といわれている。このように、昔から音楽に対する土壌があり、市民が音楽に対して関心が強いことも、活動が広がっている理由だ。

「皆で懐メロを唄う会」は18年以上継続しており、参加者のほとんどが60歳以上の高齢者。現在、80人ほどのメンバーの中には、100歳が1人、90歳代が5人いるという。

活動内容は、月に一度集まってカラオケの機器を使い、カラオケの映像をプロジェクターでスクリーンに映し出し、歌詞を見ながら全員で唄っている。ラジオ体操をしたり炭坑節を踊るなどの身体を動かす活動のほか、時には笑い話や教養番組的な話題を入れることもしている。

寄附の受付は、10月1日からスタートしており、締切りは12月31日で、目標金額は140万円。

寄附金の用途は、カラオケ機器及び周辺器材等を購入し、地域住民で使えるようカラオケ環境がないコミュニティセンターに設置していく方針だ。

税の書物を



21

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

この連載も、終わりに近づいてきた。忙しい仕事の合間でも、帰宅後の夜のひとりの時間でも、通勤電車の時間でもいいから、税法の本を読みたくなる。読者にそんな刺激を与えられればと思ひ、書いてきた。どこまで成功してきたかはわからないが、読書こそが知識の源泉となり、思考力を鍛える最良の時間であることは、間違いないだろう。そんなわたしの日常を少し。青学の専任教員として着任したのは、2015年4月。以来、授業期間中のわたしの華金はなかった。前期も後

リーガルマインドで読み解く重要税務判例20選

大蔵財務協会

木山泰嗣 著

期も、金曜は6限と7限に大学院の授業があるからだ。「えっ。何時まであるのですか? 9時とかですか?」と聞かれるが、21時40分まである。その7限は論文指導で、最もタフな時間になる。院生の対話がきりよく終わることは少なく、22時ごろ終わる。このまえ文化祭で金曜に授業がない日があった。金曜の夜に家にいるだけで、とても平穏に感じられた。そんな金曜夜の6限(18時30分から20時)は、修士課程1年生の税務判例・事例演習という授業がある。院生が1つの税務判例について詳細に作成したレジュメをもとに報告をする。報告後は受講生同士の質疑応答で進行する。いわば研究会のような時間である。

判例集とは異なるテイストで法的思考力を鍛えられる

自分で講義をしないからよいではないかと思われるかもしれないが、そうでもない。院生が報告する判例について、事前に判決文に目を通し、判例評釈も読んでおかないと適切な授業運営ができないからだ。法学に就任し6年ほどは、毎週異なる院生が発表する判例を事前に読む時間の確保に苦勞した。弁護士時代は判決文や判例評釈を熟読する時間はなく、要領よく担当訴訟や案件に関連する範囲で速読するくらいしかできなかった。それが研究教育の世界になると、そうはいかない。着任して10年目のいま、長年の蓄積で金曜6限の授業は上手にさばけるようになったが、以前は相当に四苦八苦していたように思う。熟練した現在でも、読んだことの

ないあたらしい判例がいくつでも現れるから、毎年相当数の初見の判例に対応する必要が常にある。それがとても、勉強になる。考えてみれば、40代の金曜夜に羽を伸ばす必要など、もうなかった。40歳で法学にきて50歳になった今年まで、40代の華金のすべてを税法院生の授業に注いだことになる。いま思えば、実りある税法研究の時間だった。成果を500頁の1冊にまとめたのが、本書である。授業と違うのは、全て筆者であるわたしが重要判例を語りつくしている点だ。この秋に発売されたばかりの判例集である。判例集とは異なるテイストで、法的思考力を鍛えられる優れたテキストになったのではないかと自負しているが、どうだろうか? 未読の方は、ずしりと重いのに、水色で爽やかなカバーの本書を、ぜひ熟読していただければと思う。



太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度のたばこ税等の課税標準数量(本数換算)になります。

答え=  A,  B,  C,  D 億本

予想難易度: 7

3x3 grid puzzle with letters A, B, C, D in some cells.

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 12月9日(月)

前回の答え 1, 2, 5, 2 億円

いちい信用金庫

本店/一宮市若竹3丁目2番2号

TEL (0586) 75-6201

https://www.shinkin.co.jp/ichii/



税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州 税理士 倉田 一寿 行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地 TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176 福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312 TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245 小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100 TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

# FMラジオで税の啓発

## 札幌南法人会 法人会の広報も

公益社団法人札幌南法人会(荒井喜和会長)は、11月から12月に地域のFMラジオ放送による税の啓発と法人会の広報活動を行っている。

今年もFMアップル(札幌市豊平区)にて、北海道税理士会札幌南支部の協力のもと、麻生純司税理士と札幌南法人会の浦瀧佳子専務理事が出演し「税を味



「FMラジオで税の啓発」の放送を行っている。写真。真。

今年、11月中の毎週金曜日17時から30分間、所得税の定額減額・ふるさと納税など1週ごとにテーマをもつて紹介している。12月は法人会の活動PRのコマーシャルが1か月間ランダムに流れることになっている。

淡路納税協会(石村健会長)は11月6日、がんと含む病気や事故、激甚化する自然災害など事業継続を脅かすさまざまなリスクへの備えとなるよう事業継続セミナーを開催し、約70人が参加した。

この後の記念講演では小林署長が「滞納処分のための演題」で、まず、梅原会長が集いの趣旨や地域社会に根差した公益活動などを話すとともにコミュニケーションを一層密にして仲間の輪を広げていきたいとあいさつ。続いて会員増強運動表彰が行われた。

この重要性を説明。また、経営者はまず自身がよく知ることが大切だと述べた。第二部では、アフラック、AIG、大同生命からさまざまなリスクへの対応について具体的な説明があり、事業継続の観点から理解を深めてもらうよい機会となった。

御茶ノ水駅前での「税の広報活動」の開催。関係6団体の他、神田税務関係団体連など東京・神田税務関係団体連合会は11月13日、JR御茶ノ水駅前

された吟醸酒24点、純米酒24点、燗酒21点が優等賞を受賞し、郷敦局長から各部門の代表者に表彰状が手渡された。写真。

愛媛・大洲税務署管内青色申告会連合会(若宮友和会長)はこのほど、大洲税務署橋義治署長)において、租税教室などに使用している「1億円レプリカ」を贈呈した。写真。

贈呈にあたり若宮会長は、「次世代を担う児童・生徒の皆さんには、新紙幣で税の大切さを感じてもらって、しっかりと税について学んでほしい」と語った。

田税務署、千代田都税事務所、千代田区役所、神田消防署、神田警察署などの幹部、それぞれの公共機関のキャラクターも参加した。広報活動では、関係者が広報グッズの他、マイナンバーカードでのe-Tax、無料税務相談、キャッシュレス納付などを周知するチラシ800セットを配布した。

## 青色の集いや講演会を開催

### 小倉青申会

福岡・一般社団法人小倉青色申告会(梅原祐治会長)は11月8日、北九州市小倉北区の毎日西部会館で「税を考える週間」の記念事業として「第13回青色の集い」を開いた。役員

や会員、来賓として小倉税務署の小林秀光署長ら幹部が出席した。まず、梅原会長が集いの趣旨や地域社会に根差した公益活動などを話すとともにコミュニケーションを一層密にして仲間の輪を広げていきたいとあいさつ。続いて会員増強運動表彰が行われた。

滞納の発生割合は1・6%で、98・4%は期限内納付されていることなど具体的な数字を挙げながら、督促や差押え、公売、捜索といった徴収関係の仕事について説明した。写真。

今回は、管内(中国5県)の72製造場から吟醸酒、純米酒、燗酒の3部門に計188点が出品された。その中から香味の調和に優れ、高い技術力が評価

大洲署管内青連愛媛・大洲税務署管内青色申告会連合会(若宮友和会長)はこのほど、大洲税務署橋義治署長)において、租税教室などに使用している「1億円レプリカ」を贈呈した。写真。

贈呈にあたり若宮会長は、「次世代を担う児童・生徒の皆さんには、新紙幣で税の大切さを感じてもらって、しっかりと税について学んでほしい」と語った。

また、会員交流会も行われ、税金クイズやビンゴゲームで親睦を深めた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

# 中学生の税の作文 東海税連協が会長賞を授与

東海税務連絡協議会(会長一尾崎秀明名古屋税理士会会長)はこのほど、国税庁・全国納税貯蓄組合連合会共催の令和6年度中学生の「税についての作文」の中から、優秀作品に同協議会会長賞を授与した。同協議会は、平成23年に同協議会会長賞を創設。今年度は、名古屋国税局管内4県の中学校524校から2万5247編の応募があり、8編が同賞を受賞した。

受賞作は次の通り(7編の作文全文を電子版に掲載しております。1編はタイトル、学校名、名前のみ)。

## 【愛知県】

- 「税がつくる未来」 愛知県稲沢市立祖父江中学校3年 井上胡桃
- 「縁の下の力持ち」 愛知県新城市立千郷中学校2年 荻野葵衣

## 【静岡県】

- 「未来へ繋ぐ税」 静岡県掛川市立桜が丘中学校1年 名倉妃南
- 「税金のありがたみ」 浜松市立可美中学校3年 中島陸斗

## 【三重県】

- 「消費税の使い道や重要性」 学校法人暁学園暁中学校3年 加藤あおい
- 「報恩謝徳」 学校法人セントヨゼフ女子学園中学校3年 上地友里

## 【岐阜県】

- 「当たり前大切さ」 岐阜市立岩野田中学校3年 北川小夏
- 「税金は、今日も『誰か』のために」 学校法人代々木学園鷺谷中学校3年 杉山瑚胡

## 谷田川署長が特別講演会

### 浦和青申会

埼玉・浦和青色申告会(中村卓司会長)はこのほど、埼玉県浦和合同庁舎別館で、浦和税務署長特別講演会を開いた。写真。



講師の谷田川成揮署長は、「国の財政と雑学」と題して、真商税

務署長、長岡税務署長だった経験を生かしながら、関東信越各県の特徴をプロジェクトリーダーを駆使しながら、ユーモアを交えて紹介した。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

また、国税局の調査査察部勤務の経験から、査察の実態も紹介し、適正な納税の意識を高めていた。

### 四国の菓子

# 名物かまど

四国へ来て 四国を語る 名物かまどの味

ホームページ <https://www.kamado.co.jp>  
ネットショップ <http://www.kamado.jp>

## なみを超えろ

# 檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25  
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10  
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

## 躍進する井原グループ 総合建設業

# 井原工業株式会社

代表取締役 井原 伸

# 三星道路株式会社

代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
4-2-18  
電話 (0896) 24-4435(代)